

『座間味浄水場建設予定地の変更を求める会』第3回集会（住民会議）

～2018.09.13 コミュニティセンターにて・出席者 23 名～

1. 会長挨拶

泊港クイーンバース問題と同じように団体連名で進められると思っていたが、思った以上に難航している。しかし、あきらめずに、県議会や県知事などへ陳情していこう。

2. 経過報告

①連名の陳情書→賛同 6 団体→1 団体離脱

【事務局説明】

「請願書」について、県議会事務局や元県議などに相談したところ、「請願書」は現職の県議の推薦が必要になり、その党派が影響してくるので、今回の問題は党派を超えて協議してほしいため、「陳情書」で出すことに。また、先にこの会から出した陳情書はすでに受け付けられているので、連名の陳情書は後追いで提出し、厚みを出そうということになる。連名は、多くの団体が返事をもらうまでに時間がかかった。「理事や会員一人ひとりとはみな賛同しているが、会の名前としては賛同することが難しい」というものが多く、最終的に確約を頂けたのは 6 団体。しかし、印鑑をもらう段階で急に「圧力がかかって印鑑が押せなくなった」と 1 団体が離脱。5 団体の連名の陳情書で、県議会事務局にアポを取り、県議会と知事へ陳情書を手渡す。日程は決まり次第お知らせ。可能であれば、陳情手渡しには誰でも希望者は参加できるようにしたい。

②村議会への賛同願い→意見書採択の陳情書を提出→取り下げ→再度提出へ

【事務局説明】

8 月 13 日付で村議会へも賛同願いを出していたが、動きがなかったため確かめると、「村議会は、住民の県議会への陳情に賛同」という形では受け付けられないとのこと。「村議会から県知事への意見書提出の陳情書であれば受け付けられる」とのことで、急ぎよ「意見書採択の陳情書」に書き直して、9/5 付で村議会事務局へ提出。9/10 に正式に受け付けられたが、書類中に、参考として県議会への陳情書に賛同している団体名を記載していたところ、「これらの団体はすべて本当に賛同しているのか」と議長から言われ、改めて各団体に最終確認を取ると、前日の 9/10 まで賛同捺印の確約を得ていた 1 団体が 9/11 には「会員みんなの賛同は得ているが、ある人から押したらマズイと言われ、急ぎよ印鑑を押せなくなってしまった」とのこと。ただ、全会員に署名をもらえれば押すということだったので、会員を回って署名をもらったが、結局のところ、離脱となった。その結果、議長から「この文書には虚偽がある」と言われ、さらに、「得体の知れない会なので、会員名簿を提出するよう」求められたが、話し合いに参加する住民の心の負担が大きくなるため、そのことへの配慮を優先し、会員名簿は提出せず、結果、今回は「書類不備で取り下げ」となった。

【参加住民・事務局の意見】

- ・おかしな話・法的根拠は？・区民の総意と思われたら困る・再度提出しよう→決定
- ・今回、事務局側にも直接いろいろと圧力がかかった。ここまでののかと思った。これまで、賛同していても「名前は出せない」「声があげられない」と言っていた人たちの気持ちが、痛いほどわかった。

③村議会での一般質問（浄水場問題）の報告

【事務局説明】

座間味村議会 9月議会（9月12日）の一般質問で、宮平譲治議員が浄水場問題について質問。→議会での質疑応答（要約）は別紙のとおり。読み上げる。

【参加住民・事務局の意見】

- ・傍聴したが、立派だった。あの口下手な譲治議員が時間いっぱい使って、あらゆる角度から質問をし、堂々とまっすぐに訴える姿勢に胸が熱くなった。思いの強さに、村側の答弁がしどろもどろになるところもあった。
 - ・聞きたいことをちゃんと質問してくれた。村側は「影響ない」と言い切っているが、昔は、教科書にまで、原発は絶対に故障しない、工場の煙は煙突を高くすれば影響はないと謳われたが現実はどうか。「影響がない」と言い切っても、絶対にそういうことはない。だから、慎重に判断すべき。
 - ・村側は、阿真キャンプ場用地を「使われていない」と言っているが、あの何も無い広々とした広場があることが大事であって、それが観光客に喜ばれている。
 - ・阿真キャンプ場は観光地であり、不特定多数の人の出入りも多い。浄水場はフェンスか何かで囲われると思うが、もし、何か毒のようなものを投げ込まれたら...などの可能性も否めない。もっと人気のないところに作るべき。
 - ・いままで言われなかった「農地法」という言葉を、村は出してきた。
 - ・ダム下流域の土地は、農地として使えないといわくつきの場所。昔からいろんな話があるが、住宅化が広がる恐れがあるのを農地法で抑えてきた？農地として使えないのなら宅地に活かせばいいし、農地として守るなら農地として使えるよう整備すべき。その一方で、観光地である阿真キャンプ場の広場を潰そうとしている。なぜその場所なのか、何か裏があるようにしか思えない。島外からのビジネスに利用されたりしないか心配だ。
 - ・そもそも、普通に考えて、阿真キャンプ場に浄水場というのは不自然でしかない。6/18の1回目の説明会から紛糾し、再検討しようとなったのに、2回目の説明会の案内ポスターには「阿真地内での建設」の文字。阿真ありきで推し進めようとしていて、住民をバカにしている。なぜここまで固執するのか。
 - ・県企業局の説明会資料では、候補地選定基準の中に「農地法」はない。議会傍聴に県企業局も来ていてしきりにメモを取っていた。おそらく口裏合わせのため？
 - ・8月23日リリースの村長のコメントでは、さも「決定しました」のように書いてある。住民は納得していないので、決定しているはずがない。訂正を求めたい。
 - ・「ダム下流域は、ダムの残土が入れられて農地に使えないと聞いているが、農地として守らなければならない」とか、村側の答弁に支離滅裂なところがあるように感じた。
- ★ 譲治議員：村議会に企業局が足を運んだことに、むしろまだ可能性が残っていると感じた。今回、質問するために自分もいろいろ調べて準備したが、村も必死に準備してこの議会で完結させようと思っていたかもしれない。議会に上げた以上、しっかりと上げないと、と思い、がんばった。役場職員も議会の様子はモニターで見ている、私の話の整合性を感じていたように思うし、村長の言葉に矛盾を感じているように思った。自分たちは間違っていないのだから、萎縮することなく、みんな堂々としていれば、どちらがおかしいか、何か変なのか必ず見えてくる。だから、最後まであきらめずに、がんばろう。

④村議会中の他会議の報告

【事務局説明】

喜文議員から、出席したかったが親族が危篤で出席できないため、代わりに皆さんへ伝えてほしいと連絡があり、伝言を報告。[村議会中に、議会議員一人をのぞいて、残りの議員全員と執行部が村長室に集められて話し合いがあった。村側から、「この問題は排水をクリアできたことで解決したと思っている、ダム下流域は地権者が多いため不可能だと結論づけている、署名は8月23日に企業局と村で排水を見直すと発表した後は集まっていないはずだ」と説明があり、「さらに住民側は、津波被害だとか、防災だとか、いろいろ問題点を追加して、とにかく反対しようとしている」と言っていた] とのこと。

【参加住民・事務局の意見】

- ・署名はその後も寄せられている。現在4000くらい。そもそも集計はこちらでしているので、村が知るはずもないのにそういう説明はおかしい。
 - ・津波被害については、この場に参加できない民宿のオーナーが心配して問題提起してくれた大事な住民の声なのに、単に反対するためとは受け取り方がおかしい。阿真キャンプ場は低地で海が近く、津波被害を一番に受ける心配があるため、「その復旧や対策は想定されているのか？生活の要となる浄水場は、被災の可能性が少ない場所に建設することが望ましい」というものだが、さらにもし、阿真キャンプ場に浄水場が建設された場合、災害対策が強化されたら、大事な水を守るため、海に防波堤を作るとか、さらなる開発が進む心配もある。
 - ・8月23日に村と企業局が同時にホームページ上でコメントを発表した後から「もう決まったんじゃないの？」という声が多く聞かれるようになった。印象操作しているように感じる。実際を知らない人が多い。もっと真実が伝わるよう、ロコミなどで広げていった方がいいと思う。
 - ・議会の後、傍聴に来ていた企業局職員がまるみ屋の通りを計測していた。もしかしたら、ダム下流域の可能性も考えての調査では？村はかたくなに阿真キャンプ場に固執しているが、県とのズレが出て来ているのでは？ひっくり返せるかも？
 - ・排水先の見直しを内川のコーラルとジョイジョイの間の辺りで検討しているようだから、そのための測量だと思う。しかし、そこまで阿真キャンプ場から2kmも離れているが、自然流下で排水すると言っているが、そのあたりも謎が多い。
- ★会長から県議会への陳情書の内容を読み上げる。(拍手が起こる)
- ・以前住んでいた市は「健康都市」を掲げていたため、医療関係の要望を出す際に「健康都市」としての対応を求めると速やかだった。村長はいろんな挨拶の中で、必ず「観光立村」「国立公園」の言葉を入れる。そう謳うのであれば、それをちゃんと守ってほしいし、そう訴えたい。

⑤代替案の接道義務について（それでも道路用地交渉中）

【事務局説明】

2回目の説明会で代替案のダム下流域を提案したが、企業局から「接道がない」ことを理由に却下された。その時、議会議員から「座間味村は幅4mの接道なくても何か特例で工事ができるのでは？実際に最近建てられた幼稚園も幅4mの接道はないが」と意見が出たが、企業局がはっきり答えなかったのでおかしいと思い、南部土木事務所に確認したところ、「座間味村は建築基準法の定める都市計画区域外（第3章が適用されない地域）であるため、第43条の接道義務はない。浄水場など大きな施設を建てる公共事業などにおいても接道義務はない」とのことだった。

⑥住民意見交換会の要望について→提出予定

【事務局提案→決定】

再度、住民との意見交換会や説明会を開いてほしいので、村と企業局側に要望するかどうか？との提案に、参加者はみな、要望した方がいいということで、会から、村長と企業局へ要望書を提出することになる。これまで説明会の場に1度も顔を出していない村長の話が聞きたいという声が多かった。

3. 今後の予定

① 環境省への陳情書作成（観光客から求める声があるため）

【事務局説明→決定】

座間味を故郷のように思っている常連客など多くの観光客から、「国立公園なのに、環境省は何をしているのか？守ってくれないのか？」という声が寄せられている。また、個人で一生懸命、意見や質問を環境省に送っている方もいる。環境省に関しては、阿真キャンプ場は「国立公園法の普通地域」ということで早々に片付けられていたが、そんな局所的な見方ではなく、座間味全体が国立公園であり、阿真の自然は島の中でも特に重要な観光資源になっているため、改めて環境省に、「国立公園を守ってほしい」と陳情したいと事務局から説明→全会一致で決定。村内の環境省事務所には、早い段階ですでに資料などを提出し、なんとか守ってほしいとお願いしていたが、何の反応もないため、那覇自然環境事務所の方へ陳情しようということになる。

補足で、環境省で働く人からも署名とメッセージがあったことを報告。メッセージを読み上げる。(2974 番目に署名をした方)「環境省で働いています。国立公園の保護と利用を管轄する仕事です。阿真ビーチは何回も訪れた事がある大切な場所です。絶対に阻止すべきだと思います。(個人の意見)私は反対運動に協力します。」

② 沖縄県議会、副知事、環境省へ陳情（日程調整中）

【事務局説明】

日程調整でき次第、みなさんへお知らせする。

4. 閉会の会長挨拶

人のうわさ話は、自分も相手も傷つく。最後に、マザーテレサの言葉を紹介するので聞いてほしい。「思いに気をつけよう、いつか言葉になるから。言葉に気をつけよう、いつか行動になるから。行動に気をつけよう、いつか習慣になるから、習慣に気をつけよう、いつか性格になるから。性格に気をつけよう、それはいつか運命になるから。」

以上 (21:30 頃終了)